

# 豊島区監査基準

令和 2 年 3 月 30 日  
監査委員決定

この基準は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）に基づく監査基準であり、法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「健全化法」という。）及び豊島区監査委員条例（昭和 40 年条例第 3 号）の規定により豊島区監査委員（以下「監査委員」という。）が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の適切かつ有効な実施を図ることを目的として定めるものである。

## 第 1 章 総則

### 第 1 節 監査委員

#### （監査委員の責務）

第 1 条 監査委員は、法の規定に基づき設置された独任制の執行機関として、公正で効率的な行政運営を確保するとともに、住民の福祉の増進に資することを目的として、この基準に従い、その職務を遂行する。

#### （倫理規範）

第 2 条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、この基準にのっとって、その職務を遂行する。

2 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払って、その職務を遂行する。

#### （専門性の確保）

第 3 条 監査委員は、区民の視点に立ちつつ、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研さんに努める。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員（以下「事務局職員」という。）に対し、監査委員の職務が本基準にのっとって遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせる。

#### （質の管理）

第 4 条 監査委員は、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保する。そのために、事務局職員に対して、適切に指揮及び監督を行う。

## 第2節 監査等の基本事項

### (監査等の目的)

第5条 監査、検査、審査その他の行為のうち、定期監査（部局監査及び施設監査をいう。以下同じ。）、工事監査、財政援助団体等監査、行政監査、決算審査、基金運用状況審査、例月現金出納検査及び健全化判断比率等審査（以下「監査等」という。）は、区の行財政運営の適正性及び透明性の向上に寄与し、区政への信頼確保に資することを目的とする。

### (監査等の種類)

第6条 監査等は、次の各号に定めるところによる。

- 一 定期監査は、毎年度一回以上、法第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施する。
  - 二 工事監査は、原則として毎年度、法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施する。
  - 三 財政援助団体等監査は、原則として毎年度、法第199条第1項、第5項及び第7項に基づき実施する。
  - 四 行政監査は、原則として毎年度、法第199条第2項の規定に基づき実施する。
  - 五 決算審査は、法第233条第2項の規定に基づき実施する。
  - 六 基金運用状況審査は、法第241条第5項の規定に基づき実施する。ただし、審査を実施する基金は、特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設置した場合に限る。
  - 七 例月現金出納検査は、毎月一回、法第235条の2第1項の規定に基づき実施する。
  - 八 健全化判断比率等審査は、健全化法第3条第1項の規定に基づき実施する。
- 2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み実施する。

### (合議)

第7条 次に掲げる事項は、監査委員の合議によるものとする。

- 一 監査等の計画及び方針の決定に関すること。
- 二 監査の結果に関する報告の決定に関すること。
- 三 監査の結果に関する報告に添える意見及び要望の決定に関すること。
- 四 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定に関すること。
- 五 決算審査に係る意見の決定に関すること。
- 六 基金運用状況審査に係る意見の決定に関すること。ただし、定額の資金を運用するための基金を設置した場合に限る。
- 七 健全化判断比率等審査に係る意見の決定に関すること。
- 八 監査結果の措置に関すること。
- 九 前各号のほか監査委員が必要と認める事項。

### (監査等の観点)

第8条 監査等は、次の観点から実施する。

- 一 法令等への適合性の観点
- 二 事務事業の執行等における経済性、効率性及び有効性の観点

三 事務処理等の問題点のみならず、将来にわたる不適正な事務処理等の予防の観点

四 その他、区の事務事業や組織運営が、住民の福祉増進に資するものであるか等の観点

#### (監査等の手法)

第9条 監査等は、監査等の対象リスク（組織目的の達成を阻害する要因。以下「リスク」という。）を識別し、リスクの内容及びリスクが生じる可能性とその影響を検討した上で、重点化を図り、効率的かつ効果的に実施する。

2 監査等の手法は、毎年度の監査等の結果及び措置状況を踏まえ、改善に努める。

#### (内部統制に依拠した監査等)

第10条 リスクの内容及びリスクが生じる可能性とその影響の検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断する。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行う。

#### (監査調書等の作成及び保存)

第11条 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及びその他監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存する。

#### (各種の監査等の連携)

第12条 監査委員は、区の事務事業を横断的・多角的に検証するため、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行う。

#### (監査専門委員、外部監査人等との連携)

第13条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調整させることができる。

2 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図る。

## 第2章 監査等の実施

### 第1節 計画

#### (監査計画及び実施要領)

第14条 監査等は、毎年度定める監査計画及び監査等の種類ごとに定める実施要領に基づき実施する。

2 監査計画は、社会経済状況及び区政の動向を踏まえ、リスクの内容及びリスクが生じる可能性とその影響、過去の監査等の結果及び措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、これを定める。

3 実施要領は、この基準及び監査計画に基づき、各種の監査等の対象、実施期間等を定める。

#### (監査等の実施方針等)

第15条 定期監査は、区の事務事業の全般を対象とし、財務に関する事務の執行及び施設の運営や管理について、実施する。

2 工事監査は、区が実施する工事等を対象として、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主

として、技術面から当該工事等が適正に行われているかについて、実施する。

3 財政援助団体等監査は、次の各号に定めるところによる。

一 区が補助金等を交付している団体については、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかについて、監査を実施する。

二 区が出資又は出えんを行っている団体については、会計経理等の適正性や費用対効果など経営面に留意しつつ、当該団体の事業が出資又は出えんの目的に沿って適切に行われているかについて、監査を実施する。

三 公の施設の指定管理者については、施設の管理が施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨に沿って適切に行われているかについて、監査を実施する。

四 財政援助団体等を所管する部局については、当該部局が当該団体に対し適切に指導及び監督をしているかについて、監査を実施する。

五 対象団体の選定基準は別に定める。

4 行政監査は、次の各号に定めるところによる。

一 特定の事務事業を選定し、当該事務事業の執行について、監査を実施する。

二 前号の事務事業の選定に際しては、当該事務事業の継続性、区政における重要性等を考慮する。

5 決算審査は、次の各号に定めるところによる。

一 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるかについて、審査を実施する。

二 前号の審査の実施に際しては、定期監査と相互に連携を図る。

6 基金運用状況審査は、基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかについて、実施する。

7 例月現金出納検査は、次の各号に定めるところによる。

一 会計管理者の現金の出納事が正確に行われているかについて、検査を実施する。

二 歳計現金、基金及び一時借入金の運用状況等財政収支の動向について、計数面から検査を実施する。

8 健全化判断比率等審査は、健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかについて、実施する。

## 第2節 実施

### (事前準備)

第 16 条 監査委員は、監査等に必要な証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画及び実施要領に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施する。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、事前に監査等の対象に係る過去の監査等の結果及び措置状況を整理するとともに、監査等の対象となる事務事業の問題点の把握に努める。

### (実地監査)

第 17 条 監査委員は、監査等の結果を導くに当たり、適切な証拠を入手するため、実地監査を行う。ただし、監査対象部局等から提出された資料等適切により判断が可能と認められる場合は、この限りでない。

### **第3節 報告等**

#### (監査等の結果に関する報告等の提出及び公表)

第18条 監査委員は、定期監査、工事監査、財政援助団体等監査及び行政監査の結果に関する報告を議会、区長及び関係のある委員会に提出するとともに、公表する。

- 2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち、特に必要な措置を講ずべきであると認められる事項については、勧告を行うことができる。この場合において、監査委員は、当該意見及び勧告の内容を公表する。
- 3 監査委員は、例月現金出納検査の結果に関する報告を議会及び区長に提出する。
- 4 監査委員は、決算審査、基金運用状況審査及び健全化判断比率等審査を終了したときは、意見を区長に提出する。
- 5 前各号の提出及び公表は、監査委員全員の連名で行う。

#### (監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第19条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載する。

- 一 本基準に準拠している旨
  - 二 監査等の種類
  - 三 監査等の対象
  - 四 監査等の着眼点
  - 五 監査等の実施内容
  - 六 監査等の結果
- 2 監査委員は、指摘、指導又は意見・要望事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努める。

### **第3章 監査結果に対する措置等**

#### (措置状況の確認及び公表)

第20条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、適時、監査結果に対する措置状況の報告を受ける。

- 2 監査委員は、前項の措置状況の報告を受けたときは、是正改善はもとより、再発防止の観点から措置状況を確認する。
- 3 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から措置状況の報告を受けた場合は、当該措置状況を公表する。

#### (情報発信)

第21条 監査委員は、監査制度及び監査等の結果などについて、区民に広く理解を得られるよう情報発信に努める。

(その他)

第 22 条 この基準に定める事項の運用又はこの基準に定めのない事項については、監査委員の協議により別に定める。

**附 則**

1 この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。